諮問番号：令和元年度諮問第２５号

答申番号：令和元年度答申第３０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年２月２８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）本件処分に至る経緯等

審査請求人が所有するマンションのガス給湯器（以下「本件ガス給湯器」という。）が経年劣化により故障したため、風呂、台所、洗面所への給湯がされなくなり、審査請求人世帯の生活に著しい支障を来すこととなったため、本件ガス給湯器の取り替えに係る費用についての扶助を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。

審査請求人は、平成２７年６月に○○○○手術を、平成２８年８月に○○○○○○○○○○○○○○手術を受けており、○○と○○に２６センチメートルに及ぶ傷があることから、体力を消耗しやすく、発熱も頻繁にある健康状態である。また、審査請求人世帯は、当時、中学生の長女と小学生の次女の母子家庭であるが、長女は○○○○○○○○の部活動や塾で次女の就寝後に帰宅することもあり、遅い時間帯に女子中学生を一人で公衆浴場に行かせることは危険であるし、審査請求人が長女と次女をそれぞれ公衆浴場に連れていくことは、審査請求人の健康状態から負担が大きい。

（２）生活扶助（臨時的一般生活費）としての支給について

本件申請は、住宅維持費及び臨時的一般生活費のいずれの支給要件も満たすものであるが、処分庁は、本件処分に当たって、臨時的一般生活費の支給に係る検討を一切行っていない。

本件ガス給湯器の取り替えに係る費用が臨時的一般生活費として支給が認められることについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２の（１０）のウに示されるとおりである。

局長通知が対象とするものは「液化石油ガス設備」であり、都市ガス設備である本件ガス給湯器は該当しないとの反論が予想されるが、ガス設備の典型例として「液化石油ガス設備」を表記しているに過ぎず、都市ガス設備を排除する趣旨であるとは解することはできず、本件ガス給湯器の取り替えに係る費用が臨時的一般生活費として支給されるべきことは明らかである。

（３）住宅扶助（住宅維持費）としての支給について

本件ガス給湯器の取り替えは、局長通知第７の４の（２）のアに該当し、住宅維持費の支給要件を満たしているが、処分庁は、本件ガス給湯器を専ら入浴設備として捉えており、台所や洗面所の給湯機能についての設備であることを考慮しておらず、局長通知第７の４の（２）のアの該当性の検討を行っていない。

　　また、処分庁は、入浴設備の住宅維持費の支給要件について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７の問１４の答の要件に該当しないと判断しているが、課長通知第７の問１４の答に示される入浴設備の敷設が認められる場合の「他に適当な入浴の方法がない」については、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問７―１１５の答で「最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたい。」と示されている。

　　上記問答集の答は、「風呂は銭湯が当たり前」だった頃の昭和３８年に制定されたもので、現代社会においては「自宅で、浴室において入浴することが当たり前」になっており、他に適当な入浴の方法がないと認められる場合の判断に当たっては、当該世帯の生活状況等を中心に考えるべきである。

　前記（１）で述べた審査請求人の健康状態や審査請求人世帯の生活状況等を鑑みると、審査請求人世帯については、自宅で入浴すること以外に適当な入浴の方法がないことは明らかである。

（４）以上のとおり、本件処分の判断過程に瑕疵があり、実体的判断自体も誤っていることは明らかであるから、本件処分の取消しを求めるものである。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）生活扶助（臨時的一般生活費）としての支給について

審査請求人は、局長通知第７の２の（１０）のウの（ア）が「液化石油ガス設備」と定義しているのは、「ガス設備」の典型例としているに過ぎず、「都市ガス設備」も含まれると主張している。

しかしながら、「都市ガス設備」を排除する趣旨であるとは解されないとの主張には首肯できるものの、問答集の問７―７２のとおり、支給対象範囲として示されているのは、ガスを使用できる状態にするまでの費用であり、ガスを使用（燃焼）して熱や高温を取り出す装置であるガスバーナー等が対象外とされていることからすると、給湯器を「液化石油ガス設備」と同様に支給対象であると解することは妥当とはいえない。

また、審査請求人は、台所や洗面台への給湯機能を持つ本件ガス給湯器について、臨時的一般生活費としての支給可否の検討がなされていない点について判断過程に瑕疵があり、違法性が認められると主張している。

しかしながら、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第７の１及び第７の２のとおり、臨時的一般最低生活費（一時扶助費）は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきもののうち、緊急やむを得ない場合に限り支給して差し支えないとされており、仮に台所や洗面台への給湯機能の回復に係る経費について検討がなされたとしても、支給は認め難いものといわざるを得ない。

（２）住宅扶助（住宅維持費）としての支給について

処分庁は、入浴のために本件ガス給湯器を使用している等の状況を考慮し、入浴設備の修理又は設置に係る住宅維持費の支給可能性を検討し、いずれの要件にも該当しないものとして本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、公衆浴場の存在や距離等を重視すべきでなく、当該世帯の生活状況等を中心に考えるべきであり、審査請求人世帯は支給要件に該当する旨主張している。

しかしながら、課長通知第７の問１４、問答集の問７－１１１、問７－１１４及び問７－１１５からすると、住宅維持費として入浴設備に係る経費の支給ができるのは、近隣に公衆浴場がないか、あったとしても利用できない者に限られ、本件のように既存の入浴設備が使用不能になった場合であって公衆浴場が利用できる場合は、経常的最低生活費の範囲内において、公衆浴場を利用し続けるか自弁により修理するかを被保護者が選択すべきものとされていると解するのが相当である。

なお、審査請求人は、本件ガス給湯器が水道設備の従属物であるとし、住宅維持費の支給対象になるとも主張しているが、給湯器の機能は水道設備とは別個に設けられるものであり、水道設備と区別して設置や修理が行えることから、水道設備の従属物ではないとした処分庁の判断は不当とまではいえない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、本件においては、実際に給湯器が故障する約３か月前に、審査請求人が給湯器の故障の可能性を訴えており、生活福祉資金貸付制度の案内を行っていることが認められるが、処分庁においては、一時扶助費として支給できない通常予測される生活需要は、経常的最低生活費の範囲内において、全て賄うべきものであることについて十分な説明を行い理解が得られるよう努める必要があるとともに、被保護者が計画的に順次更新していくことができるよう支援していく必要がある旨付言する。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１０月　１日　　諮問書の受領

令和元年１０月　２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月１６日

口頭意見陳述申立期限：１０月１６日

令和元年１０月１８日　　第１回審議

令和元年１１月　１日　　審査請求人の主張書面の受領

令和元年１１月　８日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第１２条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われる旨を定めている。

（３）法第１４条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨を定めている。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について（次官通知）」の第７の１は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と規定し、「実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と定めている。

　　　また、第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

（１） 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

（２） 日常生活の要を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

（３） 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９に基づく処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）「生活保護法による保護の実施要領について（局長通知）」の第７の２の（１０）のウの（ア）は、「被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（６）局長通知の第７の４の（２）のアは、「保護の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。」と定め、イは、「家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（中略）が保護の基準別表第３の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に１．５を乗じて得た額に範囲内において、特別基準の認定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。

（７）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（課長通知）」の第７の問１４「風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。」の答は、「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」と定めている。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（８）「生活保護問答集について（問答集）」の問７－７２「液化石油ガス設備費を認める場合、どのような費用を対象とすべきか。」の答は、「充てん容器の固定等の経費、充てん容器から台所等のコックに至るまでの配管工事費及び材料購入費である。したがって、ガスバーナー、ゴムホース等の購入費用は対象とならない。」と記している。

（９）問答集の問７－１１１「風呂桶の修理に釜の取替えも含まれると解してよいか。」の答は、「差し支えない。ただし、近隣に公衆浴場がない場合に限る。」と記している。

（１０）問答集の問７－１１４「課（課長通知）第７の１４にいう「重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等」の「等」とは具体的にどのような者をいうか。」の答は、「火傷等のため全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治癒しない等のため公衆浴場を利用できない者等が想定される。」と記している。

（１１）問答集の問７－１１５「入浴設備の敷設が認められる場合については、課（課長通知）第７の１４に示されているが、答の「他に適当な入浴の方法がない」とは、どのように判断すべきか。」の答は、「具体的には、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断されたい。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類及び審査請求人から提出された主張書面（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）証明（診断）日が平成２７年６月○○日付けの審査請求人に係る入院・手術等証明書（診断書）の２．傷病名のア．入院（手術）の原因となった傷病名欄には、「○○○○○○○○」と記載されている。また、８．手術処置欄（抜粋）には次のように記載されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 手術・処置名（気管切開、ドレナージ等を含む） | 施術日 |
| 手術・処置② | ○○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | ２７年６月○日 |

（２）証明（診断）日が平成２７年６月○○日付けの審査請求人に係る入院・手術等証明書（診断書）の２．傷病名のア．入院（手術）の原因となった傷病名欄には、「○○○」と記載されている。また、８．手術処置欄（抜粋）には次のように記載されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 手術・処置名（気管切開、ドレナージ等を含む） | 施術日 |
| 手術・処置 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | ２７年６月○日 |

（３）証明（診断）日が平成２８年９月○○日付けの審査請求人に係る入院・手術等証明書（診断書）の２．傷病名・治療経緯のア．入院手術等の原因となった傷病名欄には、「○○○○○○○○」と記載されている。また、５．手術処置欄（抜粋）には次のように記載されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 手術・処置名（気管切開、ドレナージ等を含む） | 施術日 |
| 手術・処置 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | ２８年８月○○日 |
| 手術・処置 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | ２８年８月○○日 |

（４）平成３０年２月１６日付けで、審査請求人は、処分庁に対して本件ガス給湯器の取り替えに係る費用が１００，０００円となる見積書を提出の上、本件申請を行った。

（５）本件申請を受け、処分庁は、本件ガス給湯器の取替費用について、液化石油天然ガス設備費としての臨時的一般生活費の支給要件を検討する対象でないと判断し、また、水道設備の従属物としての住宅維持費の支給について、給湯器はこれに該当しないため、支給要件該当性を検討する対象ではないと判断した。他方、審査請求人が本件ガス給湯器を入浴のために必要であると申し立てたことから、局長通知第７の４の（２）の住宅維持費での支給対象となる入浴設備としての支給の可能性について検討を行った。

（６）平成３０年２月２０日付けで、処分庁はケース診断会議を開催し、本件申請について、居宅の半径２キロメートル以内に公衆浴場があり、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者もおらず、自宅において入浴することが真に必要とは認められず、課長通知第７の問１４の答の要件に該当しないと判断し、申請を却下することとした。また、当該会議の記録票等から、平成２９年１１月６日の資産申告時点で、審査請求人には○○○○○○○円の資産があり、娘２人の将来の学費のために貯めたものであることから、処分庁は当該資産の保有を認めていたこと、処分当時においても同額程度の預金があったことが確認できる。

（７）平成３０年２月２８日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

（８）平成３０年５月１６日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人が本件申請において支給を求める本件ガス給湯器の取り替え費用については、局長通知第７の４の（２）の住宅維持費での支給対象となる入浴設備であることを認めた上で、住宅維持費の支給の可否を検討した結果、審査請求人宅の近隣には公衆浴場があり、審査請求人世帯には、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者もおらず、自宅において入浴することが真に必要とは認められないと判断し、課長通知第７の問１４の答（前記１の（７）参照）の要件に該当しないとの理由で本件処分を行った。

　　　近隣に公衆浴場がある場合であっても住宅維持費の支給を認める課長通知の前記規定にいう「他に適当な入浴の方法がない」について、問答集の問７－１１５では、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の年齢、健康状態及び当該地域の生活実態等を総合的に勘案して判断する旨が示されている。また、課長通知の前記規定にいう「重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等」の「等」として、問答集の問７－１１４では、火傷等のため全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治癒しない等のため公衆浴場を利用できない者等が挙げられている。

問答集の上記各規定の文言からも明らかなように、近隣には公衆浴場がないこと、重度の心身障がい者、歩行困難な高齢者がいること、全身に皮膚の炎症があり、それが半永久的に治癒しないことは、住宅維持費の支給の可否を判断するに当たって考慮すべき事項であるものの、それらは例示に過ぎないのであり、そのほかに当該世帯について考慮すべき特別の事情がある場合には、そうした特別の事情を考慮に入れて判断しなければならない。

（２）本件においてこのような特別の事情があるかどうかを具体的にみると、まず、審査請求人は、○○○○手術や○○○○○等複数の手術を受けたことにより○○と○○に２６センチメートルに及ぶ傷があり、体力を消耗しやすく発熱も頻繁にある健康状態である。そのため、本件処分当時、公衆浴場の利用は、審査請求人の身体面、心理面に少なくない負担をもたらすものであると認められる。

次に、審査請求人世帯は、世帯主である審査請求人、世帯員である中学生の長女と小学生の次女から成る母子家庭であり、長女は部活動や塾のためにその帰宅が次女の就寝後になることが多い。夜遅い時間帯になって、審査請求人が長女と次女をそれぞれ公衆浴場に連れていくことは、審査請求人の健康状態からみて心身に多大な負担がかかり、そうかといって、女子中学生である長女を一人で公衆浴場に行かせることは危険であるとの審査請求人の主張は十分理解できる。さらに、こうした理由から運動部に所属する長女が入浴を断念することは、衛生面の問題に加え、思春期の少女にとって酷であるといえる。

（３）さらに、本件ガス給湯器の取り替え費用が、住宅扶助の一般基準の額を超えるものではないこともまた、考慮すべき点に挙げられる。

なお、本件処分当時の審査請求人の貯蓄は、娘２人の将来の学費に充てることを目的としたものであり、その保有は、処分庁自身がこれを容認していたように、その金額からみても是認することができる（最判平成１６年３月１６日民集５８巻３号６４７頁参照）。

（４）以上のような審査請求人の健康状態、その他審査請求人世帯の生活状況等は、本件において住宅維持費の支給の可否を判断する上で考慮すべき特別な事情に当たるといえる。それにもかかわらず、処分庁が本件処分をするに当たってこれらの事情を十分考慮していないことは明らかである。

問答集の前記規定に照らしつつ、本件における前記特別の事情を総合的に勘案して判断するならば、審査請求人世帯は、課長通知第７の問１４の答に示される「他に適当な入浴の方法がないと認められる場合」に該当すると認められる。したがって、処分庁が、課長通知第７の問１４の答の要件には該当しないという理由で本件処分を行ったことは、妥当であるとはいえない。

（５）以上により、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

　　　したがって、本件審査請求は認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子